島根県における
再犯防止の取組について

令和４年１月２０日

島根県健康福祉部地域福祉課

1. 県内の状況

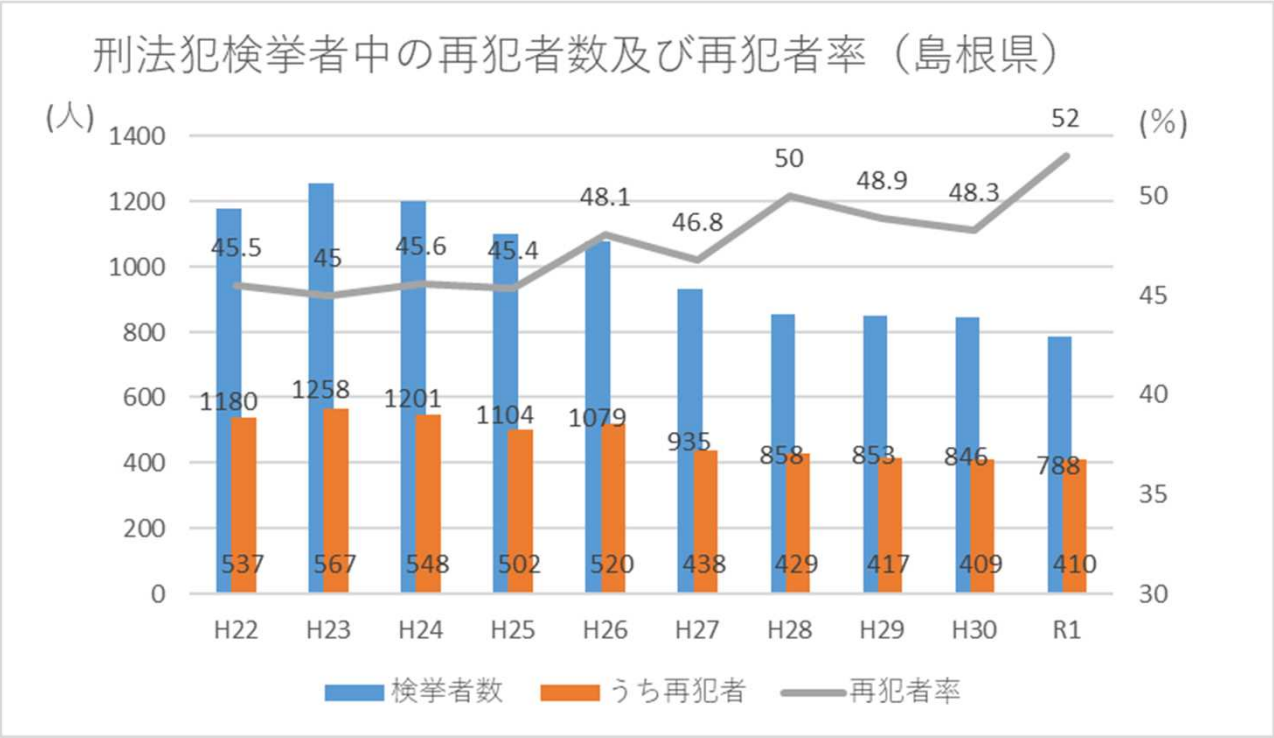
刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（島根県）
(人)
(%)
1400
1200
1000
800
600
400
200
0
50
45
40
35
30
45.5
45
45.6
45.4
48.1
46.8
50
48.9
48.3
52
1180
1258
1201
1104
1079
935
858
853
846
788
537
567
548
502
520
438
429
417
409
410
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
検挙者数
うち再犯者
再犯者率

（参考）全国の状況

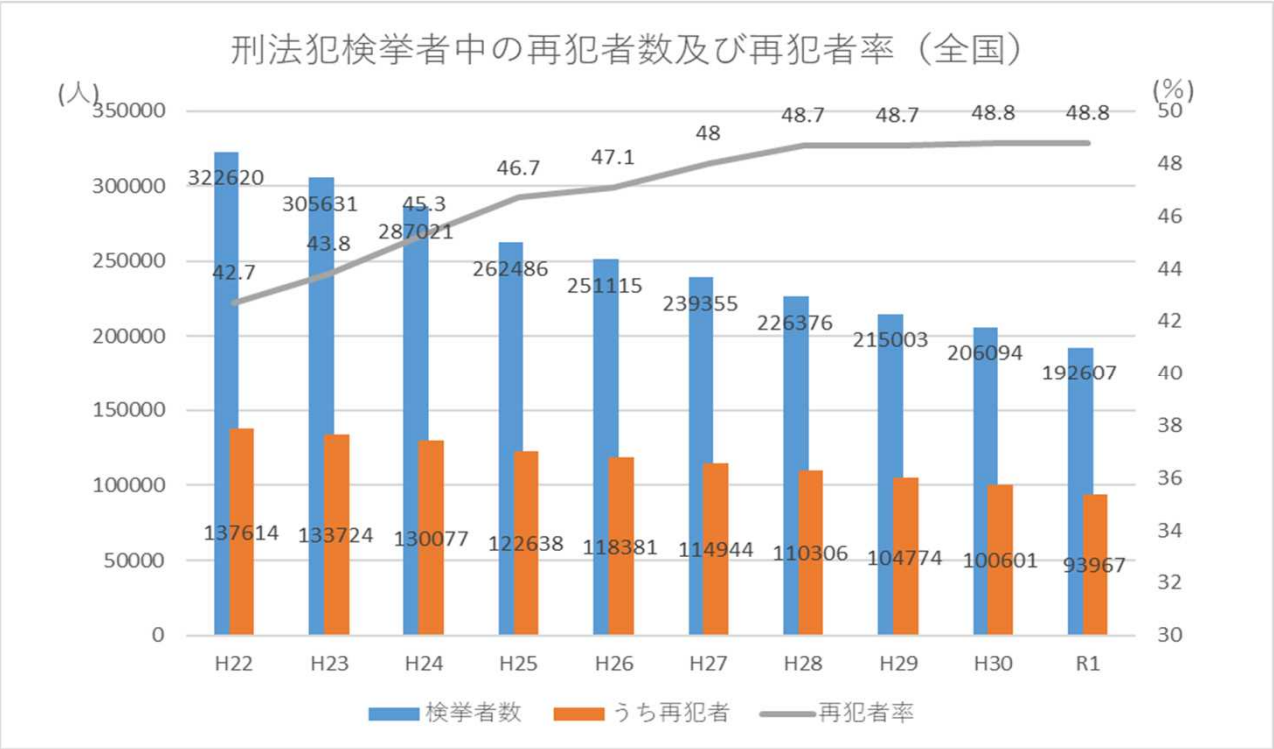
刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（全国）
(人)
(%)
350000
300000
250000
200000
150000
100000
50000
0
50
48
46
44
42
40
38
36
34
32
30
322620
305631
287021
262486
251115
239355
226376
215003
206094
192607
137614
133724
130077
122638
118381
114944
110306
104774
100601
93967
42.7
43.8
45.3
46.7
47.1
48
48.7
48.7
48.8
48.8
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
検挙者数
うち再犯者
再犯者率

2. 島根県再犯防止推進計画

令和3年6月　県計画を策定

➢策定経緯

〇令和2年8月

策定委員会を設置（委員：学識経験者、保護観察所等の関係機関などから選出）

委員会による議論を踏まえ計画案を取りまとめ

〇令和3年3月　1ヶ月間のパブリックコメントを実施

〇令和3年6月　計画策定・公表

島根県再犯防止推進計画の概要

➢基本的な考え方

誰もが地域社会の一員として生活することのできる安全で安心な社会を実現するために、犯罪をした者等の更生や社会復帰に対する理解・協力及び支援の輪を県全体に広げ、支援対象者の背景にある生活課題や生きづらさに寄り添いながら、その立ち直りを見守り、支え、孤立しない環境づくりを推進する。

➢計画期間

令和3年度から令和7年度までの5ヶ年

島根県再犯防止推進計画の概要

➢基本方針

（1）地域における「息の長い支援」

（2）支援者間の連携、協働

（3）民間協力者の理解、支援活動の促進

島根県再犯防止推進計画の概要

➢重点課題

（1）就労・住居の確保等

（2）保健医療・福祉サービスの利用の促進等

（3）子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等

（4）犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等

（5）民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

（6）国・民間団体等との連携強化等

島根県再犯防止推進計画の概要

➢成果指標

（1）再犯者数20％以上減少（政府目標参考）

基準値　410人（令和元年）　⇒　328人以下（令和7年）

（2）再犯者率47％以下（過去5年間最小値）

基準値　52．0％（令和元年）　⇒　47％以下（令和7年）

島根県再犯防止推進計画の概要

- 今後の予定

　島根県再犯防止推進委員会を毎年開催し、計画の進捗管理や効果的な施策の実施など再犯防止の推進に向けた議論を行う。

島根県再犯防止推進計画概要

第1章　計画の基本的な考え方

1　計画策定の趣旨

・刑法犯検挙者に占める再犯者が上昇傾向。

・こうした背景には、生活困窮や疾病、障がい、高齢で身寄りがないなど様々な生活課題を抱えている者が多く存在する。

・犯罪をした者等の社会復帰に対する理解や支援の輪を県全体に広げ、対象者の背景にある様々な生活課題や生きづらさに寄り添いながら、その立ち直りを見守り、支え、孤立しない環境づくりを推進し、安全・安心な社会の実現のため、県計画を策定する。

2　計画位置づけ

再犯防止推進法に基づく「地方再犯防止推進計画」

3　計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

4　再犯防止施策の対象者

起訴猶予、執行猶予、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行のある少年又は非行少年であった者のうち、支援が必要な者

第2章　基本方針・重点課題及び再犯防止等に関する施策の指標

1　基本方針

(1)地域における「息の長い支援」
(2)支援者間の連携、協働
(3)民間協力者の理解、支援活動の促進

2　重点課題

(1)就労・住居の確保
(2)保健医療・福祉サービスの利用の促進
(3)子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施
(4)犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施
(5)民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
(6)国・民間団体等との連携強化

3　成果指標

刑法犯検挙者中の再犯者数　328人以下
刑法犯検挙者中の再犯者率　47%以下
基準値:令和元年　410人　52%

第3章　島根県における再犯防止を取り巻く状況

県の現状

(1)犯罪の発生状況　(2)就労・住居の確保等関係　(3)保健医療・福祉のサービスの利用の促進等関係
(4)学校等と連携した修学支援の実施等関係　(5)民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係

第4章　今後取り組んでいく施策

1　就労・住居の確保等のための取組

(1)就労の確保
・各就労支援機関による個別支援の充実強化
(2)住居の確保
・県営住宅の優先入居対象の拡大

2　保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

(1)高齢者又は障がい者等への支援
・地域生活定着支援センターによる支援の充実強化
・支援関係者の連携体制の構築
(2)薬物依存等を有する者への支援
・薬物問題に係る関係機関の連携強化、効果的な支援の検討
・ギャンブル等依存症に関する専門支援プログラムの普及

3　子どもの非行の防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

・子ども・若者の相談支援機関における支援の充実

4　犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

・警察や矯正施設等の連携強化による暴力団離脱に向けた支援の実施
・少年サポートセンターによる支援の実施

5　民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

(1)民間協力者の活動等の促進等
・保護司や協力雇用主の確保に向けた啓発
(2)広報・啓発活動の推進等
・“社会を明るくする運動”の推進
・矯正施設、更生保護団体による活動の広報・啓発

6　国・民間団体等との連携強化等のための取組

・再犯防止に係る取組や支援状況の共有を行う「地域再犯防止推進市町村等担当者会議」を開催

第5章　推進体制

再犯防止推進委員会を設置し、関係機関・団体と連携を図りながら、再犯防止に係る施策や必要な支援の検証及び情報共有を行う。

３．市町村等担当者会議の実施

➢対象

市町村再犯防止担当者及び県庁関係課を対象に平成30年度より年に1回開催

➢内容

・刑事司法機関及び福祉関係機関等からの取組説明・事例報告

・都道府県再犯防止等推進会議やモデル事業の取組など再犯防止に係る情報共有

・各市町村の計画策定の進捗状況等の報告など

➢成果

・松江地方検察庁や松江保護観察所、地域生活定着支援センターなど関係機関から講師を招き、刑事司法手続の基礎や入口支援・出口支援の概要についての講義や事例報告を受け、計画の策定や施策の実施に向け再犯防止の推進について理解を深めた。

（参考）県内市町村の状況

- 県内市町村（１９市町村）の地方再犯防止推進計画策定状況

  策定済み：４市町

  R3年度中策定予定：２市

４．更生支援コーディネーター養成研修・派遣事業

【概要】

平成30年度から法務省より委託を受けたモデル事業の中で事業開始。

（令和3年度からは県単独事業として継続実施）

➢実施内容

①更生支援コーディネーター養成研修

②更生支援コーディネーター派遣事業

➢背景

関係者とのヒアリングにおいて、罪を犯した者等の中には病気や障がいなどの生きづらさを抱え支援の必要があるにも関わらず、刑事司法手続の終了とともに支援の網から漏れてしまう者がいるという課題が指摘された。

そのため、刑事司法手続終了後も切れ目無く支援を必要とする者に対する支援を実施するため、支援者の養成と刑事司法関係機関や福祉機関等と連携した支援体制の構築を図る取組を行うこととした。

４．更生支援コーディネーター養成研修・派遣事業

①更生支援コーディネーター養成研修

- 司法・福祉・医療関係等対人援助職の経験のある者を中心に更生支援に関心がある者を対象に実施。

- 更生支援計画の作成や支援ネットワークの構築に取り組んでいる法人から講師を招き、刑事司法手続の基礎知識を習得するための講義や演習により、支援対象者の社会復帰を支援するための更生支援計画の立案や環境調整等の支援ができる人材を養成。

４．更生支援コーディネーター養成研修・派遣事業

②更生支援コーディネーター派遣事業

- 養成研修修了者又は関係機関からの推薦者のうち、登録希望のあった者を派遣コーディネーターとして登録。
- R3．１２．１現在登録者は１０名。（社会福祉士や精神保健福祉士が中心）
- 対象：起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者に対する支援（入口支援）
- 地方検察庁及び弁護士会からの依頼に基づき、コーディネーターの派遣を行い、支援対象者等との面談を通じて更生支援計画の作成や支援体制の構築等の環境調整支援を行う。
- 派遣実績：７件

島根県更生支援コーディネーター派遣事業フロー図

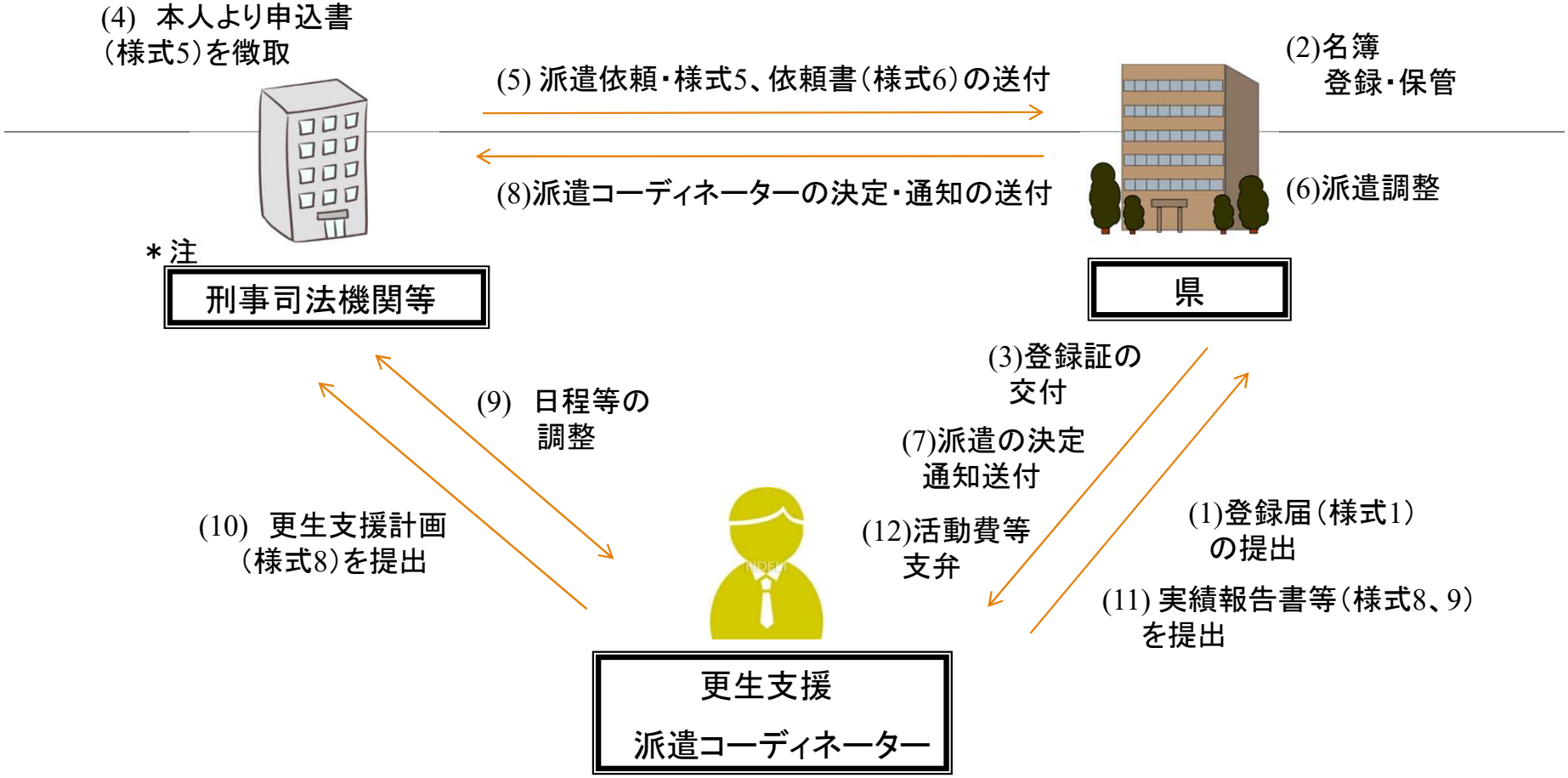

＊注： 刑事司法機関等とは、松江地方検察庁及び島根県弁護士会のことをいう。